

信濃川発電所における流水の占用の許可申請について

本日4月2日、信濃川発電所（千手発電所、小千谷発電所及び小千谷第二発電所）における河川法第23条（流水の占用の許可）の申請を国土交通省北陸地方整備局に行いました。

昨年3月10日、国土交通省北陸地方整備局より、流水の占用の部分の許可を取消す命令書を受けて取水を停止し、その後、

- ・ 許可を受けずに新築又は改築した工作物に係わる図書等の報告
 - ・ 信濃川発電所の水利使用における不適切事案に係わる再発防止策の報告
- などを行ってきました。

それとともに、関係河川使用者全員のご同意をいただくことができました。

今後、発電の許可をいただければ、法令を遵守して、厳格に河川流量や取水量等を管理し、発電を早期に再開させていただくとともに、河川環境との調和を図ること、地元地域や関係の皆さまとの共生を図ることに誠心誠意取り組んでまいりたいと考えております。

関係の皆さまにご理解とご協力をいただいたことに、あらためて、心より深く感謝申し上げます。

許可申請の主な内容

- ・ 宮中ダム地点の河川流量が $40.00\text{m}^3/\text{s}$ を超える部分から、最大で $316.96\text{m}^3/\text{s}$ の範囲内で取水する。
- ・ 期間を許可の日から5年間とする。
- ・ 河川環境と発電取水の調和を図るため試験放流を実施し、許可の更新に当たっては、調査検証の結果を踏まえて申請する。